

## 高岡地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例施行規則

令和 5 年 3 月 1 日規則第 3 号

高岡地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例（平成 5 年高岡地区広域圏事務組合条例第 9 号）の施行に関し必要な事項については、高岡市職員の定年等に関する条例施行規則（令和 5 年高岡市規則第 18 号）の規定の例による。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置に関し必要な事項）

2 高岡地区広域圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 5 年高岡地区広域圏事務組合条例第 2 号）附則第 2 項の経過措置に関し必要な事項については、高岡市職員の定年等に関する条例施行規則附則の規定の例による。